

《注意事項》

- ・ 請求者は、本人又は法定代理人に限ります。
(変更が必要な方が満15歳未満の場合は、親権者等の法定代理人が請求してください。)
- ・ 変更する住民票コードについては、番号の指定や過去の番号を付番することはできません。又、変更後は元の住民票コードに戻すことはできません。
- ・ 請求には、運転免許証などの本人確認書類の提示が必要です。
法定代理人による請求の場合は、本人確認書類の他、法定代理人であることが確認できる戸籍謄本などの書類の提示が必要です。(当市保管の戸籍にて確認可能であれば戸籍謄本の提示は不要。)
郵送にて請求する場合は、上記提示書類のコピーを添付願います。
- ・ 本人確認書類の提示ができない場合は、請求者あてに照会書兼回答書を郵送しますので、その回答書を持参いただきます。なお、回答書の持参者は請求者に限ります。
- ・ 住民基本台帳カードの交付を受けている方が住民票コードを変更されると、住民基本台帳カードが使用できなくなりますので、あらかじめご了承ください。
(住民基本台帳カードの再交付を受ける場合には、別途手数料がかかります。)
- ・ 変更後の住民票コードについては、本人が窓口で変更請求し、本人確認が出来た場合には、窓口にて住民票コード変更通知票を交付します。
それ以外の場合は、住民票コード変更通知票を変更した本人あてに、転送不要の郵便で住民登録地へ送付します。